

多治見市いじめ防止基本方針

平成27年2月策定
平成30年3月改定
令和4年4月改定
令和8年4月改定

はじめに

I いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 4 基本方針の策定

II いじめの防止のために実施する施策

- 1 市の取組
- 2 教育委員会の取組
- 3 学校の取組
- 4 家庭の取組
- 5 地域の取組
- 6 児童生徒の取組
- 7 学校・家庭・地域との連携
- 8 関係機関との連携

III いじめの早期発見・早期対応のために実施する施策

- 1 早期発見のための学校の取組
- 2 早期対応のための学校の取組
- 3 関係機関の取組

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態に対する平時からの備え
- 3 教育委員会及び学校の基本姿勢
- 4 重大事態への対応
- 5 調査を行うための留意事項

はじめに

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、個性が尊重され、だれもが大切にされる権利を保障されている。(多治見市子どもの権利に関する条例 前文 引用) によって、いじめは、全ての児童生徒が人間として尊重され、成長する権利を侵害するものであり、絶対に許されない。たとえ、いかなる理由があろうとも決して許される行為ではない。

市では、平成15年9月、全国で4番目に「多治見市子どもの権利に関する条例」(平成15年多治見市条例第27号。)を制定し、子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにするとともに、子ども自身の健やかな成長を保障し、自立に向けて歩むことができるよう、これまでも取組を進めてきた。

そこで、市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び岐阜県のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「多治見市子どもの権利に関する条例」の基本理念を核とした、「多治見市いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定する。

この基本方針は、市民全員がいじめに対する課題意識を共有し、いじめを防止していくための取組を市全体で進め、全ての児童生徒の健全育成及びいじめのない社会を目指すものである。市、学校、家庭、地域それぞれの取組を明らかにし、互いに協力していじめの防止等を推進する体制づくりを確立する。

また、全ての児童生徒に対して、いじめのない、安心して生活できる社会を築く担い手として、主体的に行動することを促していく。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒等の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、市では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、全ての児童生徒がいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全施策を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、いじめを行った・受けたという二者関係だけでなく、傍観者が存在しており、あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

市では、上記の定義を受け、子どもに対して以下の事態が発生した時に「いじめがあった」と認識する。

その児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている時。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒等の立場に立って行うこととする。

(1)「いじめを受けた児童生徒等の立場に立って」とは、いじめを受けたとする児童生徒等の気持ちを最優先することである。

(2)「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、その当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係のある者を指す。また、インターネット上で関わりをもった者も含まれる。

- (3)「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「誹謗中傷」など身体的に直接的にかかわるものではないが、精神的な圧迫を受け苦痛を与えられたものを意味する。
- (4)「物理的な影響」とは、身体的な負傷のほか、金品をたかられたり、隠されたり、壊されたりすることなどを意味する。
- (5)けんかやふざけ合いてあっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめがなく、全ての児童生徒が安心して家庭及び学校生活に取り組むことができるように、市、教育委員会、学校、地域、保護者及び関係機関との連携を図りながら、市全体でいじめの防止と早期発見に取り組むことが必要である。

このため、全ての児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めいじめを防止すること、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

いじめが疑われる場合は、いじめを受けた児童生徒等を最優先に考え、あらゆる機関が適切かつ迅速にこれに対処し、早期解決を図り、さらにその再発防止に努める。

なお、いじめの防止等に対する評価にあたっては、いじめが多く報告された場合、「いじめの発見」そのものを肯定的にとらえるようにする。

4 基本方針の策定

基本方針では、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。

多治見市子どもの権利条例第20条に基づいて設置されている「子どもの権利委員会」において、基本方針が市の実情に即して機能しているかを評価・点検し、教育委員会が必要に応じて見直しを行う。

Ⅱ いじめの防止のために実施する施策

いじめは、「どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの防止」が重要である。

また、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のあるおとなへと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

1 市の取組

市は平成15年9月に制定した「多治見市子どもの権利に関する条例」に基づいた、いじめ防止等のための取組を行っていく。また、これらの施策に必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

2 教育委員会の取組

(1)全ての児童生徒の健全育成に関わる関係機関等との連携体制を整備する。

教育委員会は、「生徒指導主事会」や「教育相談主任研修会」における協議や情報交換を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。

(2)教職員の資質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を行い、学校内外で起きるいじめを見逃さず、適切に対処できる力をつけ早期発見・早期対応を行うことのできる教職員の育成を図る。

(3)学校の風土の把握ツール(※1)を活用して、各学校・学級における子どもの人間関係や心理的な状況をとらえ、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

(4)いじめ調査を全ての児童生徒に定期的に実施し、子どもの人間関係やいじめの早期発見に努める。

3 学校の取組

学校の教育活動全体を通じ、人権尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する行為である」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育てていく。また、自分の居場所や仲間との絆を実感できるように一人ひとりに活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、相互尊重の関係を育む能力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。そして全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感が高められる魅力ある学校づくりを推進する。

(1) 基本的な方針の策定

各校の実態に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向となる学校いじめ防止基本方針を定めるとともに、いじめ防止に資する多様な取組を体系的、計画的に行うための指導計画（「学校いじめ防止プログラム」）の策定等）、早期発見・早期対応の適切な対処等のあり方（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）を具体的に定める。

学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を各学校のホームページに掲載するとともに、入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。

学校いじめ防止基本方針が、各校区の実情に即して機能しているかを学校評価の項目に位置づけ、必要に応じて次年度に向けた見直しを行う。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条第1項の趣旨に基づき、次の機能を担う「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

① いじめの防止に関すること。

② いじめの早期発見・早期対応に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

③ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。

④ 年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

⑤ 構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）は校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、その他必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校運営協議会委員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

(3) 子どもの権利学習の実施

教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進め、特に、特別活動や道徳の授業などの教育計画に位置付け、いじめ防止を含めた子どもの権利に関する授業を実施する。

(4) 各校の実態に応じて重点に掲げた活動を行う。

各学校、学年、学級における子どもの人間関係には当然違いがあり、それぞれの集団が抱える問題も様々である。そこで、各校の実態や教育目標を踏まえながら、集団の良さや課題をもとに重点として掲げた活動に取り組む。

(5) いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりに努める。

① 学校、学年、学級の独自活動（仲間とよりよい関係を築くための日常活動や行事等の取組）を児童生徒が自主的に行うよう支援する。

② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(6) 児童生徒一人ひとりに自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。

② 児童生徒が他者と関わるより良い表現力を培う。

③ 人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。

④ 児童生徒の自尊感情を育み、充実した学校生活が実感できるような教育活動を推進する。

(7) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童生徒及び保護者に啓発活動を行う。

(8) 教職員の人権感覚を高め、教員の学級経営力を向上させるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。

(9) 日常的な取組として、「学校いじめ防止等対策委員会」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりにつなげる。

(10)日常的な取組として、校長を中心とした会議を定期的に行い、学校内でのいじめの発生状況や対応状況等を確認し、対応策の検討及び情報の共有を図る。

4 家庭の取組

おとなが子どもの喜びや悩み等の思いを受け止め、子どもが家族から、丸ごと受け入れられていると実感できる家庭づくりに心がける。

- (1)常日頃から子どもの様子に目を配り、子どもの声をよく聞き、話し合いが持てる関係を大切にする。
- (2)いじめの加害者にならない、いじめを放っておかないしつけに加え、いやな思いをしたら相談できる子どもとのつながりが持てるようにする。
- (3)「親育ち4・3・6・3たじみプラン」(※2)や「令和 新家族の約束七か条」(※3) の取組を通して、親子の良好な関係を築き、子どもの健やかな成長につなげる。
- (4)情報モラルに関する講演会等に参加し、正しい知識を身に付けるとともに、インターネット接続機器の使い方について、家族でルールづくりを行う。

5 地域の取組

学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制をつくり、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めるまちづくりに努める。

- (1)学校以外に学習塾や習い事等の施設のなかでも、学校と同様にいじめが起きないようにルールづくりをする。
- (2)公民館や児童館、放課後児童クラブ等で子どもが学校や家庭で言えない声を聞き、いじめの防止や早期発見・早期対応につなげる。
- (3)地域の行事などに子どもが参加できる機会を生かし、または、そのような場を積極的に設けて、地域全体で子どもに寄り添い、指導できるまちづくりをする。

6 児童生徒の取組

自らいじめの問題について学び、主体的に考え、自らがいじめの防止を訴えていく取組をする。また、自分の存在と他人の存在を等しく受け止め、お互いの人格を尊重する。

- (1)いじめを許さない、放っておかない自分と仲間づくりをする。
- (2)いじめを受けたら、自分だけで考えず、誰かに相談できるような力をもつ。
- (3)いじめをなくす行動宣言など、各学校の児童会や生徒会を中心とした自治組織による、いじめゼロの取組を工夫して行う。
- (4)多治見市中学校連合生徒会が、平成21年に採択した「多治見市中学校宣言」(※4)を通して、すべての仲間とともにいじめのない、笑顔あふれる学校づくりを自分たちでめざす。

7 学校・家庭・地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携を図る。例えば「青少年まちづくり市民会議」や「学校運営協議会」などで、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、「子どもの権利委員会」や「学校運営協議会」などにより、市全体や各校区におけるいじめの防止活動についての見直しを図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進する。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が不可欠である。より多くのおとなが子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめを行った児童生徒等に対して

必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくようにする。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得たりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組を活用していく。

Ⅲ いじめの早期発見・早期対応のために実施する施策

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全てのおとなが連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。そのためには、いじめはおとなの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、おとなが気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知できるようにする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行い、全教職員で情報を必ず共有する。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに組織的な対応を行う。いじめを受けた児童生徒等やいじめを知らせてきた児童生徒等の安全を確保し、いじめから守る行動をとる。そして、いじめを行ったとされる児童生徒等に対して事実を慎重に確認した上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめを行った児童生徒等の心に寄り添うことも必要である。

児童生徒に対しては、いじめを受けたり、いじめを発見したりした時に、児童生徒自身が自ら訴え、いじめから身を守り、まわりのいじめを見逃さない力をつける取組を行う。

1 早期発見のための学校の取組

- (1)「いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見つける。（登下校、授業、給食、掃除等の様々な場面での表情、言動、服装、児童生徒相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2)変化に気づいた児童生徒が見つかった場合は、関係職員が情報を共有して問題の早期発見・早期対応を図る。
- (3)児童生徒に対する定期的なアンケート調査を年間4回以上実施する。また、アンケートの質問票の原本等の一次資料やアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書等いじめに関わる資料は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。
- (4)児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、児童生徒及び保護者に明示する。
 - ①スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
 - ②いじめ相談窓口の設置（担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」）
 - ③市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介
- (5)児童生徒自身が、いじめから自分を守るための知識や技能を身につけ、問題を解決する力を育むために、SOSミニレター（※5）の活用や、CAPプログラム（※6）等の取組を進める。

2 早期対応のための学校の取組

- (1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応
 - ①いじめを察知した場合は、他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を「学校いじめ防止等対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認等必要な措置を講ずる。
 - ②いじめの兆候を把握したら、速やかに、かつ、丁寧に事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。

(2) いじめをなくす指導

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童生徒等や保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った児童生徒等に対しても支援及び心のケアとその保護者への助言を継続的に行う。
- ② いじめに関する事実が認められた場合、いじめを行った側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導にあたる。
- ③ 保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめを行った児童生徒等が「いじめは人権を侵害する行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒等やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ④ いじめを受けた児童生徒等に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒等を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめを受けた児童生徒等に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（三か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた児童生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる時、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ⑥ 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いのあるいじめ事案や、いじめを受けた児童生徒等又は保護者のいじめを行った児童生徒等に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に対しては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求め、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

3 関係機関の取組

- (1) 市教育相談室や子どもの権利相談室、こども家庭課、子ども相談センター等の関係機関が、互いに連携を図り、児童生徒や保護者又は学校現場からの相談に対して適切な対応をとり、いじめ問題のよりよい解決に向けて取り組む。
- (2) SOSミニレターやCAPプログラム等、児童生徒自身が自分を守り、自ら問題の解決に向けて行動するためのスキルを身につけられるよう、各機関の取組を推進する。

IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針、多治見市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定版文部科学省）」により適切に対応する。

1 重大事態とは

法第28条でいう重大事態とは、以下の疑いが認められる場合ととらえる。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
「重大な被害」については、対象児童生徒（※7）の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 子どもが自殺を企図した場合 | ② 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ③ 金品等に重大な被害を被った場合 | ④ 精神性の疾患を発症した場合 |

- (2) いじめにより、児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
「相当な期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、いじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。対象児童生徒が学校を転校した場合は、いじめにより転校に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応がとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、国のガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。

いじめを重大化させないために、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

教育委員会においては、学校と緊密に情報共有を行い、迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくよう努める。

3 教育委員会及び学校の基本姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、教育委員会及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒（※8）に対する指導及び支援等に取り組む。

学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することがないように配慮する。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、教育委員会及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはしない（調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応）。

4 重大事態への対応

学校が、重大事態であると判断した場合は、対象児童生徒の生命及び財産を守ることを第一に考え、事態の解決に向けて以下の流れで対応する。

(1) 保護者への報告及び関係機関への通報

対象児童生徒が身体に重大な被害を被った（恐れがある）場合は保護者へ報告するとともに、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡等を速やかに行う。

また、関係児童生徒がいじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察へ通報する。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ直ちに報告する。報告の内容については、発生した事実と対象児童生徒の状態や現時点での対応状況など、事実を正しく報告する。

市長は、教育委員会からの報告を受け、重大事態に対処するため、「重大事態対策本部」を多治見市庁議要綱（平成8年訓令乙第10号）に定める政策会議をもって充て、市全体でこの問題の解決に向けて全力で取り組む。

(3) 調査主体の決定

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられ、調査主体は教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

(4) 学校いじめ防止等対策委員会での調査

学校は、「学校いじめ防止等対策委員会」を緊急招集し、対象児童生徒や関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保、及び対象児童生徒や関係者のプライバシーに対して十分配慮する。

(5) 多治見市いじめ問題調査委員会の設置

教育委員会は、学校からの報告を受け、重大事態になった経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、法第28条第1項に基づき、速やかに、多治見市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめの事実関係を明確にするための調査や、重大事態と同種の事態発生の防止等のための調査研究を行う。

また、調査によって得た事実関係等その他の必要な情報を、教育委員会に適切に報告し、事態が解決するまで随時委員会を行う。

構成員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者））とする。

(6) 調査結果の公表

教育委員会又は学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、対象児童生徒やその保護者に対して調査報告書に基づき説明する。併せて、いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

また、教育委員会（教育長）は、関係者の個人情報に配慮しながら、報道機関に対して適切に情報提供する。

(7) 事態の解決に向けた取組

- ① 学校は、調査結果及び教育委員会からの助言をもとにして、対象児童生徒への支援を行うとともに、保護者と連携して対象児童生徒の心のケアに努める。
- ② 関係児童生徒に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに子どもへのカウンセリングを行う。
- ③ 対象児童生徒、関係児童生徒の他に、周囲の子どもも大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障を来すおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、児童生徒及び教職員に対して心のケアに努める。

5 調査を行うための留意事項

- (1) 重大事態の調査開始前に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（文部科学省 令和6年8月配付）を参照して、その都度点検して実施するよう努める。
- (2) 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒・保護者等の協力が重要となるため、関係児童生徒・保護者への説明も行う。
- (3) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。また、不登校重大事態が発生し、現在も欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含む。
- (5) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（令和7年12月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

～ 用 語 ～

※1 学校の風土の把握ツール

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする(COCOLO プラン)。児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、学校運営の改善につなげます。hyper-QUアンケート等のアンケートツールを活用し、一人ひとりのデータから、不登校になる可能性がある児童生徒、いじめを受けている可能性の高い児童生徒、学校生活の意欲が低下している児童生徒などを発見し、早期対応につなげる。

※2 親育ち4・3・6・3たじみプラン

多治見市では、平成 21 年度から、関係部署の横断的連携により家庭教育を支援する取組みとして、「親育ち 4・3・6・3 たじみプラン」を推進している。このプランは、「家族であいさつを交わすこと」「親子で本を読むこと」「親子でじっくり話すこと」を大切に、親子が良好な関係を築き、子どもの健やかな成長につなげることをねらいとしており、子育て・子育ての中で節となる時期を 4・3・6・3 期と設定し、その時々に応じた支援を行っていかうというものである。(多治見市 HP より引用)

※3 令和 新家族の約束七か条

- 1 あいさつや家庭学習の習慣が身に付くよう努めましょう。
- 2 多治見市子どもの権利条例をふまえ、子どもの命を守りましょう。
- 3 「早ね・早おき・朝ごはん、家族そろって晩ごはん」を心がけ、子どもが個食や孤食にならないようにしましょう。
- 4 園・学校行事、地域行事、PTA行事や子育てセミナー、講演会などへ積極的に参加して、広く知識を身に付け、つながりを増やしましょう。
- 5 子どもが発するSOSに早く気付き、対応が困難なことはすばやく相談機関に連絡しましょう。
- 6 スマートフォンなどの利用上のルールをつくったり、様々な犯罪や事故に巻き込まれないよう家族で話し合ったりしましょう。
- 7 家族みんなが楽しめる日をつくりましょう。

(親育ち4・3・6・3たじみプランに基づく)

※4 多治見市中学校宣言

私たちは自然と笑顔あふれる学校づくりまちづくりを目指します
多治見市の中学校の生徒は

- 1、出会った人に明るく挨拶をします
- 1、一人一人が自分らしく生活できる居心地のよい集団を目指します
- 1、情報機器を使う中で正しく判断して使う力を身に付けます
- 1、持続可能な社会に貢献する一歩として環境美化活動に進んで参加します
- 1、命や多様性を尊重し、自分や家族、仲間、地域の人を大切にします

令和4年1月7日 多治見市中学校連合生徒会

【平成20年8月8日 策定】

※5 SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター(便箋兼封筒)」を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっている。

(法務省 HP より引用)

※6 CAPプログラム

CAP(キャップ)プログラムとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の頭文字をとって呼ばれているプログラムで、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラムである。

(NPO法人「CAPセンター・JAPAN」HPより引用)

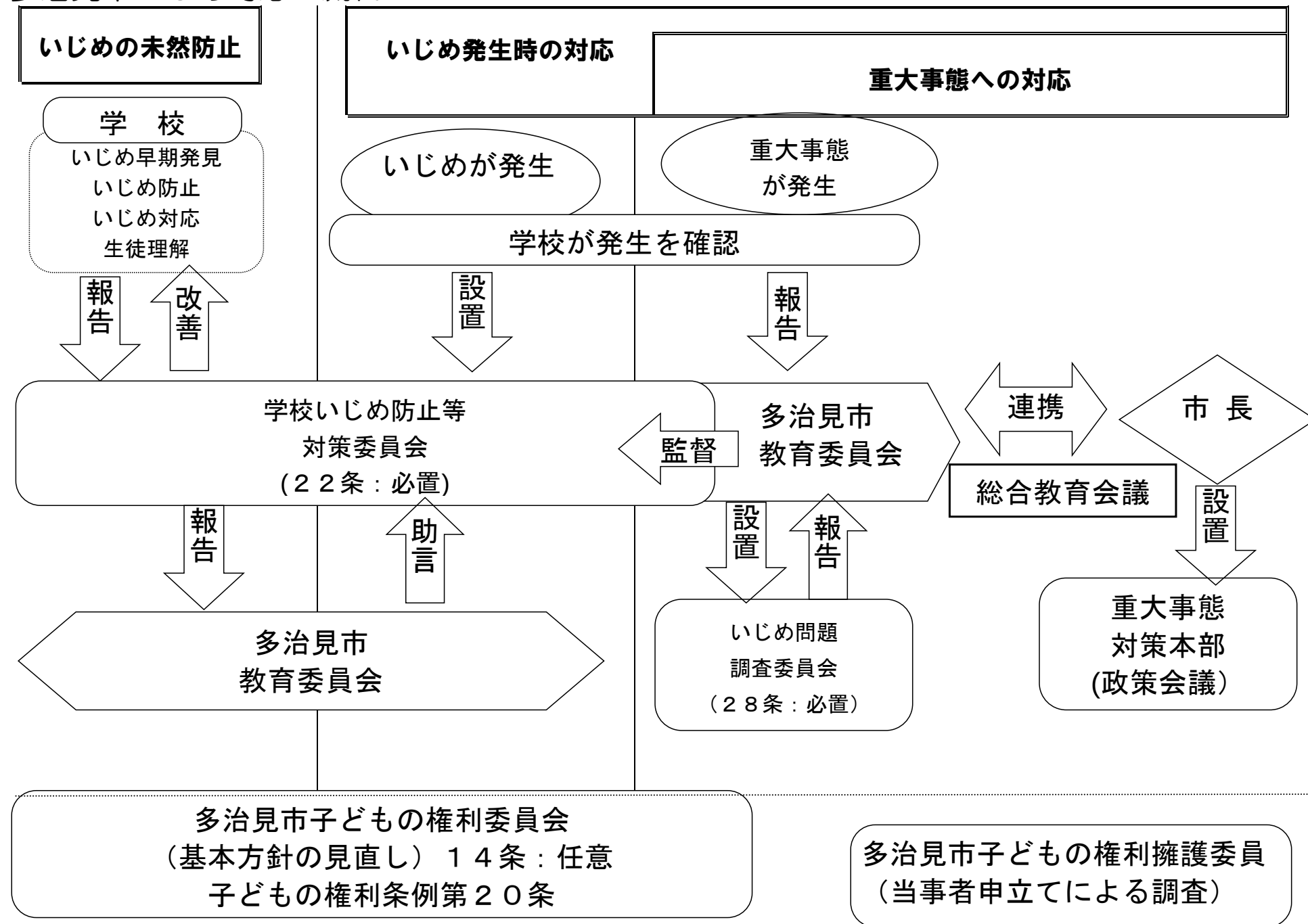
※7 対象児童生徒

「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童生徒のことです。(岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針より引用)

※8 関係児童生徒

いじめを行った疑いのある児童生徒、その他当該重大事態に何らかの関りのある児童生徒のことです。(岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針より引用)

多治見市いじめ対応の流れ



多治見市 いじめ重大事態発生時の流れ

重大事態とは・・・

子どもがいじめを受けたことにより、

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

重大な被害 ○子どもが自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

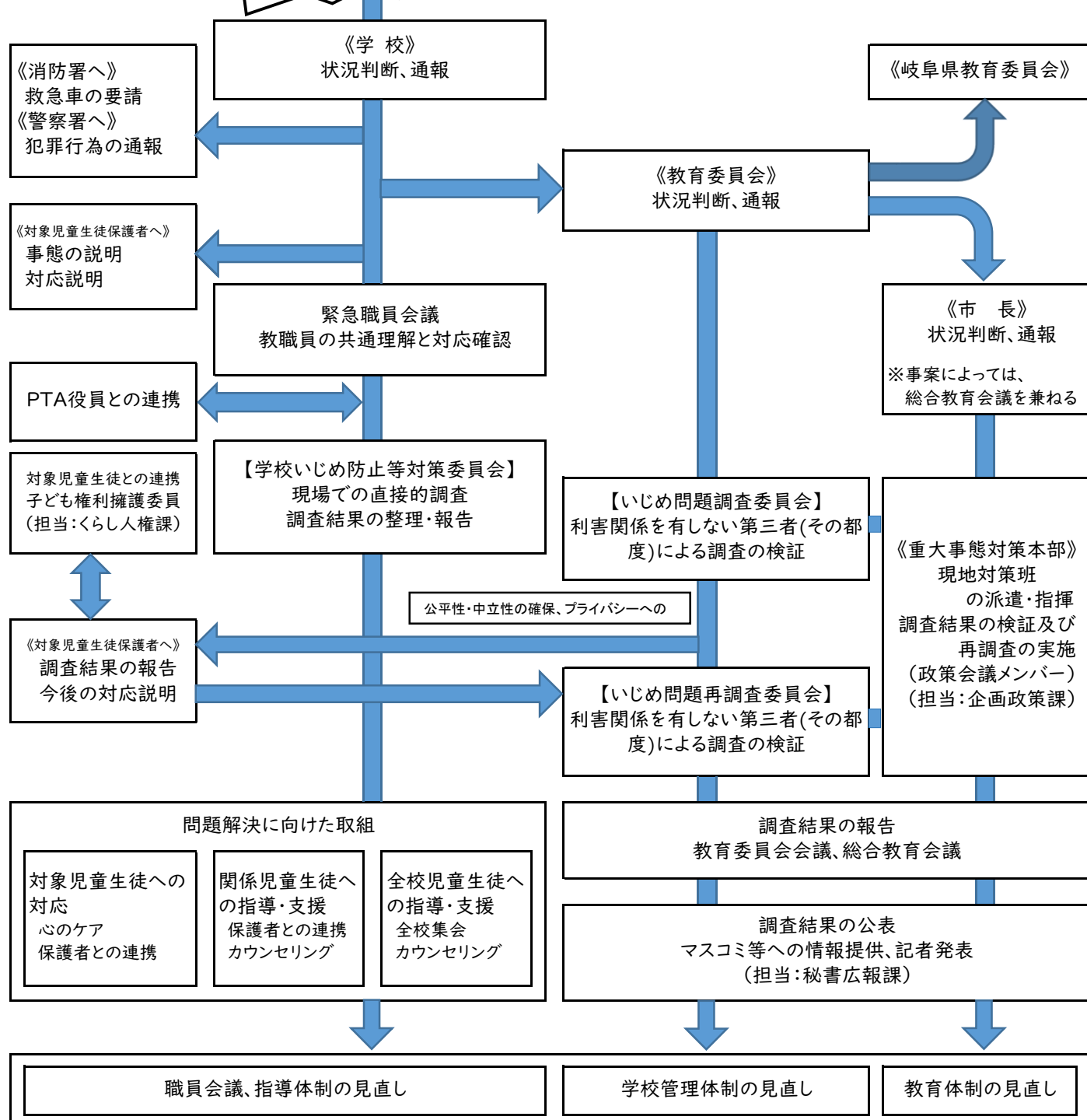
○金品に重大な被害を被った場合 ○精神面の疾患を発症した場合

○相当な期間に渡り、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

相当な期間 不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

重大事態発生



※上記の流れは、対応のあり方の基本を示しているものであり、重大事態の事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。